

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
氷川町	吉野地区 （高塚、本山、中大野、迫、笹尾、北川、新田、吉本）	令和3年10月4日	令和5年1月5日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	379ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	270ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	50ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	42ha
（備考）	

注1:③の「 才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2. 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化や担い手不足。
- ・耕作放棄地の増加。
- ・有害鳥獣による農作物被害の増加。
- ・農繁期における人手不足。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高塚地区の農地利用は、中心経営体である農業法人1法人（内集落営農1法人）、認定農業者等5経営体、認定新規就農者4経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

本山地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

中大野地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等18経営体、認定新規就農者4経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

迫地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者等6経営体、認定新規就農者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

笹尾地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体、認定新規就農者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

北川地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体、認定新規就農者3経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

新田地区の農地利用は、中心経営体である農業法人4法人（内集落営農1法人）、認定農業者14経営体、認定新規就農者2経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

吉本地区の農地利用は、中心経営体である認定新規就農者1経営体、中心経営体以外の地区内の担い手が担うほか、地区外の担い手の受け入れにより対応する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象者となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向及び農地中間管理機構の活用

- ・貸付や売買の意向が確認された農地は、338筆、296,620㎡となっていることから、離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関等で共有し、農地中間管理機構を活用した地区内の中心経営体や担い手への集積に取り組む。
- ・農地バンクを活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に取り組む。

○担い手育成

- ・認定新規就農者等の育成・支援に取り組む。
- ・離農者から地区内の中心経営体や担い手への経営継承につながるよう取り組む。

○鳥獣被害防止対策

- ・鳥獣被害防止対策として、耕作放棄地の管理や農作物の廃棄方法、防護柵設置等について地域で取り組む。

○基盤整備

農作業の効率化や生産性向上のための基盤整備に取り組む。

○耕作放棄地対策

- ・耕作放棄地となった農地への新規作物導入による耕作放棄地解消に取り組む。
- ・離農者が所有する農地の継承支援(圃場整備等)に取り組む。